

令和元年第1回臨時会 (令和元年5月31日)

桶川北本水道企業団 議 会 会 議 録

桶川北本水道企業団議会

令和元年第1回桶川北本水道企業団議会臨時会会議録

目 次

招集告示	1
議事日程	2
第 1 号 (5月31日)	
出席議員	3
欠席議員	3
説明のための出席者	3
職務のため出席した者の職氏名	3
開会及び開議の宣告	4
議事日程の報告	4
諸報告	4
議席の指定	4
議席の変更	4
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
日程の追加	6
議長の辞職について	6
日程の追加	7
議長の選挙について	7
副議長の選挙について	8
議会運営委員会委員の選任について	9
議会運営委員会正副委員長の互選について	9
企業長提出議案の上程、説明	11
第6号議案に対する質疑、討論、採決	12
閉会の宣告	13

桶川北本水道企業団告示第3号

令和元年第1回桶川北本水道企業団議会臨時会を次のとおり招集する。

令和元年5月24日

桶川北本水道企業団

企業長 小野克典

1. 日 時 令和元年5月31日（金） 午前9時30分
2. 場 所 桶川北本水道企業団西庁舎大会議室
3. 付議事件
 - (1) 副議長の選挙について
 - (2) 桶川北本水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について

令和元年第1回桶川北本水道企業団議会臨時会日程

議 事 日 程

令和元年5月31日

1. 議席の指定
2. 議席の変更
3. 会議録署名議員の指名
4. 会期の決定
5. 副議長の選挙について
6. 議会運営委員会委員の選任について
7. 議会運営委員会正副委員長の互選について
8. 企業長提出議案の上程、説明
9. 議案の質疑、討論、採決
 - (1) 第6号議案

桶川北本水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について

令和元年第1回桶川北本水道企業団議会臨時会

令和元年5月31日（金曜日）

○出席議員（10名）

1番	今	関	公	美	君	2番	高	橋	伸	治	君	
3番	新	妻		亮	君	4番	星	野	充	生	君	
5番	中	村	洋	子	君	6番	工	藤	日	出	夫	君
7番	加	藤	勝	明	君	8番	保	坂	輝	雄	君	
9番	島	村	美	貴	子	君	10番	佐	藤		洋	君

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

企業長	小	野	克	典	君	副企業長	三	宮	幸	雄	君
事務局長	小	高	清	隆	君	参事兼 事務局 次長兼 浄水課長	小	島		稔	君
事務局 次長兼 業務課長	篠	田		明	君	副参事兼 施設課長	河	野	宏	之	君
総務課長	堀		和	行	君	給水課長	青	鹿	秀	明	君

○職務のため出席した者の職氏名

書記	久	保		武	書記	中	村	正	夫
----	---	---	--	---	----	---	---	---	---

午前 9時50分 開 会

△開会及び開議の宣告

○議長（保坂輝雄君） 定足数に達しておりますので、令和元年第1回桶川北本水道企業団議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

△議事日程の報告

○議長（保坂輝雄君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承ください。

△諸報告

○議長（保坂輝雄君） 日程に先立ちまして、議長より諸報告をいたします。

企業長より、平成30年度桶川北本水道企業団水道事業会計予算繰越計算書について報告がありました。報告書の写しを配付してありますので、ごらんいただきたいと思います。

次に、相馬正人議員より3月25日に辞職願が提出されましたので、これを許可いたしました。

次に、3月26日の桶川市議会において、新妻亮議員が当議会の議員として当選されましたので、ご報告いたします。

次に、5月20日の北本市議会において、今関公美議員、高橋伸治議員、中村洋子議員、工藤日出夫議員、加藤勝明議員が当議会の議員として当選されましたので、ご報告いたします。

△議席の指定

○議長（保坂輝雄君） 日程第1、議席の指定を行います。

今回当選されました議員の議席は、会議規則第4条の規定により、議長において指定いたします。

今関公美議員の議席番号は1番、高橋伸治議員の議席番号は2番、新妻亮議員の議席は4番、中村洋子議員の議席は5番、工藤日出夫議員の議席は6番、加藤勝明議員の議席は7番といたします。

△議席の変更

○議長（保坂輝雄君） 日程第2、議席の変更を議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第4条第3項の規定により、議席を変更いたしたいと思えます。

議席番号3番、星野充生議員を4番、議席番号4番、新妻亮議員を3番に変更することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（保坂輝雄君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいまのとおり議席を変更することに決定いたしました。

それでは、ただいま決定いたしました議席にお着きいただきたいと思いますので、ご準備のほどをよろしくお願いいたします。

△会議録署名議員の指名

○議長（保坂輝雄君） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長より指名いたします。

3番 新妻 亮 議員

4番 星野 充生 議員

の両名を指名いたします。

△会期の決定

○議長（保坂輝雄君） 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（保坂輝雄君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

（午前 9時53分）

○臨時議長（工藤日出夫君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

（午前 9時53分）

△日程の追加

○臨時議長（工藤日出夫君） ただいま保坂輝雄議長より議長の辞職願が提出されました。副議長が空席のため、地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

お諮りいたします。議長の辞職を日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（工藤日出夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議長の辞職を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

△議長の辞職について

○臨時議長（工藤日出夫君） 地方自治法第117条の規定により、保坂輝雄議員の退席を求めます。

〔8番 保坂輝雄議員退席〕

○臨時議長（工藤日出夫君） 辞職願を事務局長に朗読いたさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○臨時議長（工藤日出夫君） お諮りいたします。保坂輝雄議員の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（工藤日出夫君） ご異議なしと認めます。

よって、保坂輝雄議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

保坂輝雄議員の復席を求めます。

〔8番 保坂輝雄議員復席〕

○臨時議長（工藤日出夫君） ただいま議長の職を辞職されました保坂輝雄議員から、退任の挨拶のため発言を求められております。これを許可いたします。

○8番（保坂輝雄君） おはようございます。

議長を退任するに当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

平成30年1月25日の臨時議会におきまして議長に推挙されまして、以来1年4カ月、特に大過なく職務を全うすることができました。これもひとえに議員の皆様、そして職員の皆様

のご指導、ご鞭撻があったおかげであると深く感謝を申し上げます次第でございます。

今後とも水道企業団議会におきましては全力を尽くしてまいる所存でございますので、今後とも何とぞご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、議長退任の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

△日程の追加

○臨時議長（工藤日出夫君） ただいま議長の席が空席となりましたので、議長の選挙を日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（工藤日出夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

△議長の選挙について

○臨時議長（工藤日出夫君） お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（工藤日出夫君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（工藤日出夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

議長に、加藤勝明議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました加藤勝明議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（工藤日出夫君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名されました加藤勝明議員が議長に当選されました。

ただいまの選挙により議長に当選されました加藤勝明議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により議長の当選人である旨告知いたします。

それでは、議長に当選されました加藤勝明議員より、就任のご挨拶をお願いいたします。

○7番（加藤勝明君） 皆様こんにちは。令和元年第1回臨時会におかれまして、このたび桶川北本水道企業団議会議長に就任させていただきます加藤勝明です。

もとより浅学非才な身でございますが、議員の皆様並びに執行部の皆様のご指導、ご鞭撻を賜り、規律ある議会運営に誠心誠意努めてまいりたいと思っております。

まことに簡単ではございますが、議長就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。（拍手）

○臨時議長（工藤日出夫君） これをもちまして、臨時議長の職を全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

ここで暫時休憩いたします。

（午前10時00分）

○議長（加藤勝明君） それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

（午前10時01分）

△副議長の選挙について

○議長（加藤勝明君） 日程第5、副議長の選挙を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤勝明君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤勝明君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

副議長に、星野充生議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました星野充生議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤勝明君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました星野充生議員が副議長に当選されました。

ただいまの選挙により副議長に当選されました星野充生議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により副議長の当選人である旨告知いたします。

それでは、副議長に当選されました星野充生議員より、就任のご挨拶をお願いいたします。

○4番（星野充生君） 皆さん、おはようございます。このたび桶川北本水道企業団議会副議長に就任させていただきます星野充生でございます。

まことに微力ではございますけれども、円滑で公正、公平な議会運営のため、加藤議長と連携を密にとり、補佐役として誠心誠意取り組んでまいりますので、よろしくをお願いいたします。

まことに簡単ではございますけれども、副議長就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（加藤勝明君） ただいま星野充生議員より議会運営委員会委員の辞職願が提出されましたので、これを許可いたします。

△議会運営委員会委員の選任について

○議長（加藤勝明君） 日程第6、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員会委員につきましては、議会運営委員会条例第3条の規定により、議長より高橋伸治議員、中村洋子議員、新妻亮議員、保坂輝雄議員を指名したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤勝明君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました高橋伸治議員、中村洋子議員、新妻亮議員、保坂輝雄議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

△議会運営委員会正副委員長の互選について

○議長（加藤勝明君） 日程第7、議会運営委員会正副委員長の互選についてを議題といたし

ます。

ただいま選任されました委員の方々を含めまして、議会運営委員会委員の方は、次の休憩中、委員会を開き、委員長の互選を行い、その結果をご報告願います。

それでは、暫時休憩いたします。

(午前10時05分)

○議長（加藤勝明君） それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

(午前10時08分)

○議長（加藤勝明君） 議会運営委員会委員長からのご報告がありましたので、ご報告いたします。

議会運営委員会委員長には保坂輝雄議員、副委員長には中村洋子議員が互選されました。

以上でございます。

○議長（加藤勝明君） ここで、企業長及び副企業長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

企業長。

○企業長（小野克典君） 貴重なお時間を賜りまして、ありがとうございます。

5月1日より企業長に就任いたしました桶川市長の小野でございます。就任に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

現在、水道事業を取り巻く環境は、これまでの拡張整備を前提とした時代から、既存の水道基盤を維持強化していくことが求められる時代が変わってきております。

当企業団におきましても、今後の水道施設の更新事業等を鑑みますと、水道事業経営は、今後ますます厳しさを増していくものと存じますけれども、新たに就任されました三宮副企業長とともに協力しながら、安全で安心な水道水を安定的に供給できるよう、水道事業の運営に全力で取り組んでまいり所存でございます。

今後とも議員の皆様方のご指導、ご協力を賜りますよう心からお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（加藤勝明君） ありがとうございます。それでは、副企業長よりお願いしたいと思います。

○副企業長（三宮幸雄君） 皆さん、こんにちは。副企業長の三宮でございます。水道議会が随分長くて、その次に、ごみのほうの議会をやらせていただいております、三宮でございます。

ことしの気候、特に北海道、佐呂間町で今週日曜日に39.5度と猛暑がありました。ことしもこれから異常気象が続くのではないかと思います、まさにこの水、水道行政、直結する気候の状況が想定されます。しっかりと私も副企業長として企業長を支えて、これから側面支援、後方支援、全力で頑張らせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（加藤勝明君） ありがとうございます。

△企業長提出議案の上程、説明

○議長（加藤勝明君） 日程第8、企業長提出議案を上程いたします。

第6号議案を議題とし、提案理由の説明を企業長に求めます。

企業長。

○企業長（小野克典君） 改めまして、本日ここに、令和元年第1回桶川北本水道企業団臨時会を招集申し上げましたところ、議員の皆様には、時節柄何かとご多用の折、ご参会を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

去る3月26日の桶川市議会において、新妻亮議員が当企業団議会議員に当選をされました。また、5月20日の北本市議会において、今関公美議員、高橋伸治議員、中村洋子議員、工藤日出夫議員、加藤勝明議員が当企業団議会議員に当選をされました。新たに当企業団の議員として当選をされました皆様には、心からお祝いを申し上げます。

また、ただいまの議会におきまして、正副議長さん、議運の正副委員長さんなど、新たな執行体制が整いましたこと、ご同慶の至りでございます。

それでは、本日ご提案申し上げ、ご審議をいただきます議案につきまして、概要をご説明申し上げます。

第6号議案 桶川北本水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を改正するものでございます。

以上をもちまして、本臨時会に提出いたしました議案の説明は終わりますが、事務局に補

足して説明をいたさせますので、何とぞ慎重審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（加藤勝明君） 総務課長、補足説明をお願いいたします。

○総務課長（堀 和行君） それでは、議案の補足説明をさせていただきます。

第6号議案 桶川北本水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本条例の改正内容につきましては、学校教育法の大学制度の中に、専門職人の養成を目的とする新たな高等教育機関として、専門職大学が制度化され位置づけられました。特に専門職大学の前期課程を修了した者は、短期大学を卒業した者に相当するとされましたことから、水道法施行令と水道法施行規則が改正されました。

本条例の布設工事監督者の資格要件を定めた第3条の3号と水道技術管理者の資格要件を定めた第4条の第2号及び4号に、専門職大学の前期課程を修了した者を加え、文言を整理したものでございます。

次に、技術士法施行規則の一部が改正され、技術士第2次試験の上下水道部門の選択科目のうち、水道環境が上水道及び工業用水道に統合され、なくなったことから、水道法施行規則が改正されましたので、本条例の布設工事監督者の資格要件を定めた第3条の第8号から水道環境を削除するものでございます。

以上で補足説明を終わりとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

△第6号議案に対する質疑、討論、採決

○議長（加藤勝明君） 日程第9、議案の質疑、討論、採決を行います。

第6号議案 桶川北本水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤勝明君） それでは、なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤勝明君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより第6号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（加藤勝明君） 起立全員であります。

よって、第6号議案 桶川北本水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△閉会の宣告

○議長（加藤勝明君） 以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件は全て終了いたしました。

これにて令和元年第1回桶川北本水道企業団議会臨時会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

（午前10時16分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

前 議 長 保 坂 輝 雄

臨 時 議 長 工 藤 日 出 夫

議 長 加 藤 勝 明

署 名 議 員 新 妻 亮

署 名 議 員 星 野 充 生

参 考 资 料

議案の審査結果

企業長提出議案

議案 番号	件名	審査結果	
		月日	結果
6	桶川北本水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について	5月31日	原案可決

